

(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例案（骨子）

1 趣 旨

市会におけるハラスメントの防止及びその解決に関して必要な事項を定めることにより、議員一人ひとりがハラスメントに対する意識を高め、個人の人格や尊厳を尊重するとともに、市民から信頼される議会の実現に資することを目的として、「(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例」を制定する。

2 条例案（骨子）

	項 目 【「資料1」論点】	規定内容
1	適用範囲 【適用範囲】	○議員間のハラスメント ○議員から職員（特別職を含む）に対するハラスメント ※現職の市会議員を対象
2	対象行為 【対象行為】	○セクシュアル・ハラスメント ○パワー・ハラスメント ○妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント ○その他のハラスメント（誹謗、中傷等）
3	議長の責務 【その他規定事項】	○議員によるハラスメントの防止に努める ○ハラスメント事案に対して誠実に対応する
4	議員の責務 【その他規定事項】	○何人に対してもハラスメントを行ってはならない ○誠実な態度で疑惑の解明、その責任の明確化に努める ○他議員のハラスメントに対する指摘に努める

	項 目 【「資料 1」 論点】	規定内容
5	執行体制 【相談対応～被害防止措置決定の対応】	○外部相談窓口 ・相談員：識見を有する第三者（弁護士） ・申出人（相談者）：ハラスメント行為を受けた者本人 ・議員によるハラスメント事案の相談を受け付ける ・事案の申出人・被申出人・関係者（以下「当事者」）に対して事実確認調査を行い、必要に応じて指導・助言を行い、議長に報告する ↓ 更なる調査や措置が必要な事案については、 外部相談窓口が議長に対策委員会の設置を依頼し、対策委員会へ引継ぎ ○対策委員会 ・委員：識見を有する第三者（弁護士） ・引き継がれた事案について審議し、その結果を議長に報告する ・審議事項：事実確認調査、事実認定・問題解決のための必要な措置 ・申出人・被申出人双方の意見陳述や証拠提出の機会を確保する
6	議長による 対応措置 【被害防止措置等】	○措置 1 ・議長は、対策委員会からの報告を基に、被申出人（行為者）に対し注意を喚起し、又はハラスメントをしないよう求める等の措置を講じる ↓ 被申出人（行為者）が上記の措置に応じない場合 又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるとき ○措置 2 ・議長は、対策委員会からの報告を基に、被申出人（行為者）の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他必要な措置を講じる ・議長は、公表する場合には、あらかじめ当該内容を各会派の代表者等に報告する
7	その他の規定 【相談者等保護、その他規定事項】	○議員に対する研修の実施 ○外部相談窓口相談員・ハラスメント対策委員会委員・議員・職員に対する、当事者へのプライバシー配慮義務、守秘義務 ○申出人等の不利益取扱いの禁止 ○議長等の職務代理 ○必要に応じた条例の見直し

**（仮称）横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例案（骨子）
に係る意見（非交渉会派・無所属議員）**

意見照会期間：令和８年８月２６日～９月２日

井上 さくら 議員

項 目	意 見
適用範囲	規定内容以外に以下も加える ◆議員から市民に対する行為、議員から市関連事業者等に対する行為も対象とする。 ◆現職の市会議員のみならず、直近まで議員であった者も対象とする。
対象行為	規定内容以外に以下も加える ◆治療・疾病に関するハラスメント ◆障がいや属性に関するハラスメント
議長の責務	規定内容以外に以下も加える ◆市民の意見、要請の反映に努める
議員の責務	規定内容以外に以下も加える ◆ハラスメント防止や人権擁護に関する研修を受けるなど研鑽に努める
執行体制	◆申出人（相談者）については、 ・「ハラスメント行為を受けた者本人」に加え、ハラスメント行為の目撃者やハラスメント行為を把握した者も含める。 ・市民からの申出にも対応する。

項 目	意 見
議長による 対応措置	規定内容以外に以下も加える ◆議長は、措置 1、2、公表の有無等の判断において、第三者性を尊重し対策委員会の意見を遵守する。
その他の規定	少数意見を尊重し、規定内容以外に以下も加える ◆被害者への支援体制の構築及び二次加害防止に必要な措置を講じることが規定する ◆ハラスメント被害者の心理的ケアについても規定する
その他記載欄 (項目として記載されているもの以外に御意見等がありましたらご記載ください)	「必要に応じた条例の見直し」について ◆3 年程度を目途に、実施状況、効果等を振り返ること ◆その際には市民意見募集などを行い、必要に応じて条例を見直すこととする

**（仮称）横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例案（骨子）
に係る意見（非交渉会派・無所属議員）**

意見照会期間：令和８年８月２６日～９月２日

荻原 隆宏 議員

項 目	意 見
対象行為	「治療（傷病）・障害ハラスメント」をハラスメント類型として明示し、疾病や障害を抱えながら活動する議員が、配慮に欠ける言動等に直面した際に迷いなく相談できるよう、対象行為としていただきたい （理由） 改正労働施策総合推進法第８章（第２７条の３）により、令和８年４月１日から、治療と就業の両立支援の取組が事業主の努力義務となりました。これを受け、厚労省は「治療と就業の両立支援指針」を策定し、事業主はこの指針に基づいて職場において必要な措置を講じることが望まれるようになりました。 指針では、①治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援する②本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備する③必要な就業上の調整や配慮を行う取り組み等のため、相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備・休暇・勤務制度等の整備が望まれています。 横浜市会において、多様な人材の活躍を支援する体制が整備されていくなか、今後、傷病や障害を抱えながら議員活動をする人材が増えることも想定し、ハラスメント防止条例を制定するに当たっては、「治療と就業の両立支援指針」の主旨を鑑み、治療しながら安心して議員活動を続けられるための体制を整備して頂きたいと思います。

**(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例案（骨子）
に係る意見（非交渉会派・無所属議員）**

意見照会期間：令和８年８月２６日～９月２日

大野 トモイ 議員

項 目	意 見
その他記載欄 （項目として記載されているもの以外に御意見等がありましたらご記載ください）	本条例の『目的』は、『市民に信頼される議会の実現に資すること』ではなく、『全ての職員と議員が安心して職務を遂行できる環境を整えること』であるべきと考えます。 第一に、『市民に信頼される議会の実現に資すること』は、『全ての職員と議員が安心して職務を遂行できる環境を整えること』によって副次的に得られることがらであって、本条例が達成すべき第一義的な目的たりえません。『市民に信頼される議会の実現に資すること』を目的とすることは、目的と手段の混同（法益とその結果との主客転倒）を招きます。 第二に、『市民に信頼される議会の実現に資すること』を目的とする場合、仮に『市民に信頼される議会の実現に資する』ために事案の矮小化や隠ぺいを行ったとしても、それが直ちには条例違反とはならない、という論理的脆弱性をも内包してしまうことになります。 先行する大阪市会や東京都渋谷区議会の条例も、上記二点目の課題を有しています。政令指定都市のトップランナーたる横浜市会として、論理的脆弱性を乗り越えた、より先進的で実効性が高いハラスメント防止条例を策定したいと考えます。 よって、本条例の目的は、組織（横浜市会）の対外的評価の維持を最前面に出すのではなく、「全ての職員及び議員が安心して職務に専念できる環境の確立」そのものを主たる目的として明記（あるいは主従関係を適正化）することを、強く要望いたします。

横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例（素案）

令和 年 月 日

条例第 号

横浜市会は、市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関として、市民の意見を市政に反映する重要な役割を担っている。全ての議員は、高い政治倫理と責任を自覚し、互いの人権を尊重しながら、自由かつ活発な議論を行い、誰もが安心して議会活動に携わることができる環境を確保しなければならない。

近年、ハラスメントの問題は多様化及び複雑化しており、全国的に職場や組織等で深刻な問題となっているだけでなく、国際社会においても人権に関わる共通の課題として認識されている。ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとともに、健全な議会活動を妨げ、市民の信頼を損なうものである。

横浜市会においても、議員相互間及び議員と職員との関係において、その立場や権限を背景とした言動等により個人の尊厳が損なわれることは、職務遂行に支障を生じさせ、市政の円滑かつ効率的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、議員一人ひとりがハラスメントに関する知識を習得し、その理解を深め、その防止に向けた意識の醸成を図るとともに、ハラスメント事案が発生した場合には公正中立な第三者への相談体制を構築するなど、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応に着実に取り組む必要がある。

よって、横浜市会は、ハラスメントを断じて許さず、議員及び職員が相互に人権を尊重し、市民から信頼される議会としての使命を果たし続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、横浜市会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応について必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員がその職責を遂行できる良好で安全な環境を整え、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項第1号及び第1号の2に規定する特別職（議員を除く。）であって、本市に勤務する者をいう。
- (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。
 - ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は議員の活動環境若しくは職員の勤務環境（以下「勤務環境等」という。）を害するもの

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により活動又は勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境等を害するもの

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗中傷その他相手を不快にさせる言動であって、相手の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は勤務環境等を害するもの

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員による他の議員又は職員に対するハラスメントについて適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ、重大な人権侵害に当たることを十分理解し、何人に対してもハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、ハラスメントを行ったと疑われたときは、誠実な態度をもって自ら事実を明らかにしなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇した場合は、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するなど、ハラスメントのない環境づくりに努めなければならない。

（議長の責務）

第5条 議長は、議員及び職員がその責務や能力を十分発揮することができる勤務環境等を確保できるよう、議員によるハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議長は、議員によるハラスメントに起因する問題が生じた場合は、誠実に対応しなければならない。

（研修等）

第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(外部相談窓口)

第7条 議長は、ハラスメントを受けた旨の議員又は職員からの相談（以下「ハラスメント相談」という。）に対応するため、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント外部相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）を設置する。

2 外部相談窓口の相談員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。

3 相談員は、ハラスメント相談に関し、次の事項について対応するものとし、その内容を議長へ報告しなければならない。

(1) 事実関係の調査

(2) 当事者及び関係者（以下「当事者等」という。）に対する適切な指導及び助言

4 相談員は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査に必要な資料の提出を求めることができる。

5 当事者等は、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。

6 相談員は、ハラスメント相談に係る問題が当事者等及び市会の運営に及ぼす影響を総合的に考慮して、更なる調査又は対応措置が必要であると判断した場合は、議長に対し、次条に規定する委員会の設置を要請するとともに、当該委員会の設置後速やかに前3項の規定により把握した情報及び資料等を引き継ぐものとする。

(対策委員会)

第8条 議長は、前条第6項の規定による相談員からの要請に基づき、ハラスメント相談に係る事案について調査審議するため、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、委員3人をもって組織する。

3 委員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。

4 対策委員会は、前条第6項の規定により外部相談窓口の相談員から引き継いだ事案に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を議長に報告しなければならない。

(1) 事実関係の調査並びにハラスメントの認定及び評価

(2) ハラスメントの再発防止のために必要な措置

5 対策委員会は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

6 当事者等は、対策委員会に対し、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。

7 対策委員会は、当事者から申出があったときは、意見陳述の機会を与えなければならない。

(調査への協力)

第9条 議員及び職員は、外部相談窓口の相談員及び対策委員会の委員が行う調査への協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。議員又は職員でなくなったときも同様とする。

(対応措置)

第10条 議長は、第8条第4項の対策委員会による調査審議において、議員がハラスメントを行ったと認められたときは、同項の報告に基づき、当該議員に対し、注意喚起、ハラスメントの中止の求めその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、議員が前項の規定による措置に応じないとき又はハラスメントによる被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、あらかじめハラスメント相談を申し出た者の意見を聞いた上で、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、公表しようとするときは、あらかじめ各会派の代表者等に報告するものとする。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第11条 議員、外部相談窓口の相談員、対策委員会の委員その他のハラスメント相談に関わる事案に携わる者は、当該事案に関し当事者等のプライバシーに十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 議員は、ハラスメント相談を行ったこと、外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したことその他のハラスメント相談に関する対応を理由として、当事者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(職務の代理)

第13条 この条例の規定による権限の行使は、ハラスメント相談に係る事案の当事者が議長のときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長がともに当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を代理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、議長が定める日から施行する。

(適用)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に行われたハラスメントのうち、当該ハラスメントが行われた際に議員の職にある者から他の議員又は職員の職にある者が受けたハラスメントについて適用する。

(見直し等)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行後、社会環境の変化及びこの条例の施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「（仮称）横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例」の 制定についての市民意見募集実施要領（案）

1 募集期間

令和8年9月12日（土）から9月30日（水）まで

2 意見の提出方法

- （1）横浜市電子申請・届出システム
- （2）電子メール
- （3）FAX
- （4）郵送

※（2）～（4）については、提出様式は問わない。

※提出された意見は市会運営委員会の資料として配付予定。

3 市民意見募集の内容

別紙「市民意見募集案内」のとおり

4 周知方法

- （1）市民意見募集案内の配布

※配布場所

- ・各区役所
- ・市民情報センター
- ・議事堂3階

- （2）市会ホームページ
- （3）市会X
- （4）市会Facebook

5 その他

- （1）電話や来庁による口頭での意見の申出については受け付けない。
- （2）意見に対する個別の回答は行わない。

（仮称）横浜市会議員の ハラスメント防止等に関する条例 の制定について、ご意見を募集します！

横浜市会議員によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応について必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員がその職責を遂行できる良好で安全な環境を整え、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的として、このたび「（仮称）横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例」の制定を検討しています。（条例の素案は次頁のとおり）

このような趣旨で条例を制定することについて、皆様のご意見をぜひお聞かせください。

今回の条例のポイント



- ① 「議員から議員」に対するハラスメント及び「議員から職員」に対するハラスメントを条例の適用範囲とし、対象行為は「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント」、「誹謗・中傷等その他のハラスメント」とします。
- ② ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ、重大な人権侵害に当たることを十分理解し、何人に対してもハラスメントを行ってはならない等の議員の責務を明確にします。
- ③ 市会の外部に相談窓口や対策委員会を設置して、第三者性を確保します。
- ④ 事案の性質や状況によって、適切な被害防止措置（注意喚起やハラスメント中止の求め、事案の公表等）を講じます。

※今回は市会議員のハラスメント防止等に関する取組としての条例制定に関する意見募集です。
（市長等の特別職のハラスメント防止に係る取組については、別途検討されています。）

〔募集期間〕 令和8年9月12日(土)～令和8年9月30日(水)

〔応募方法〕 次のいずれかの方法で提出してください

※③FAX または④郵送にて応募される場合は最終頁の様式をご利用ください。

①横浜市電子申請・届出システム

応募フォームはこちら ⇒

②電子メール gi-hara@city.yokohama.lg.jp

※件名を「市民意見募集」とし、ご意見等をメール本文に記載してください。

③FAX 045 - 681 - 7388 ※件名は「市民意見募集」としてください。

④郵 送 〒231 - 0005 横浜市中区本町6 - 50 - 10 横浜市議会事務局総務課（9月30日消印有効）



(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例【素案】

横浜市会は、市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関として、市民の意見を市政に反映する重要な役割を担っている。全ての議員は、高い政治倫理と責任を自覚し、互いの人権を尊重しながら、自由かつ活発な議論を行い、誰もが安心して議会活動に携わることができる環境を確保しなければならない。

近年、ハラスメントの問題は多様化及び複雑化しており、全国的に職場や組織等で深刻な問題となっているだけでなく、国際社会においても人権に関わる共通の課題として認識されている。ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとともに、健全な議会活動を妨げ、市民の信頼を損なうものである。

横浜市会においても、議員相互間及び議員と職員との関係において、その立場や権限を背景とした言動等により個人の尊厳が損なわれることは、職務遂行に支障を生じさせ、市政の円滑かつ効率的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、議員一人ひとりがハラスメントに関する知識を習得し、その理解を深め、その防止に向けた意識の醸成を図るとともに、ハラスメント事案が発生した場合には公正中立な第三者への相談体制を構築するなど、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応に着実に取り組む必要がある。

よって、横浜市会は、ハラスメントを断じて許さず、議員及び職員が相互に人権を尊重し、市民から信頼される議会としての使命を果たし続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、横浜市会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応について必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員がその職責を遂行できる良好で安全な環境を整え、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項第1号及び第1号の2に規定する特別職（議員を除く。）であって、本市に勤務する者をいう。
- (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。
 - ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動
 - イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は議員の活動環境若しくは職員の勤務環境（以下「勤務環境等」という。）を害するもの
 - ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により活動又は勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境等を害するもの
 - エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、誹謗中傷その他相手を不快にさせる言動であって、相手の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は勤務環境等を害するもの

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員による他の議員又は職員に対するハラスメントについて適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ、重大な人権侵害に当たることを十分理解し、何人に対してもハラスメントを行ってはならない。

- 2 議員は、ハラスメントを行ったと疑われたときは、誠実な態度をもって自ら事実を明らかにしなければならない。
- 3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思えられる事態に遭遇した場合は、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するなど、ハラスメントのない環境づくりに努めなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員及び職員がその責務や能力を十分発揮することができる勤務環境等を確保できるよう、議員によるハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議長は、議員によるハラスメントに起因する問題が生じた場合は、誠実に対応しなければならない。

(研修等)

第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(外部相談窓口)

第7条 議長は、ハラスメントを受けた旨の議員又は職員からの相談（以下「ハラスメント相談」という。）に対応するため、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント外部相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）を設置する。

- 2 外部相談窓口の相談員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。
- 3 相談員は、ハラスメント相談に関し、次の事項について対応するものとし、その内容を議長へ報告しなければならない。
 - (1) 事実関係の調査
 - (2) 当事者及び関係者（以下「当事者等」という。）に対する適切な指導及び助言
- 4 相談員は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査に必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 当事者等は、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。
- 6 相談員は、ハラスメント相談に係る問題が当事者等及び市会の運営に及ぼす影響を総合的に考慮して、更なる調査又は対応措置が必要であると判断した場合は、議長に対し、次条に規定する委員会の設置を要請するとともに、当該委員会の設置後速やかに前3項の規定により把握した情報及び資料等を引き継ぐものとする。

(対策委員会)

第8条 議長は、前条第6項の規定による相談員からの要請に基づき、ハラスメント相談に係る事案について調査審議するため、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。
- 4 対策委員会は、前条第6項の規定により外部相談窓口の相談員から引き継いだ事案に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を議長に報告しなければならない。
 - (1) 事実関係の調査並びにハラスメントの認定及び評価
 - (2) ハラスメントの再発防止のために必要な措置
- 5 対策委員会は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 当事者等は、対策委員会に対し、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。

7 対策委員会は、当事者から申出があったときは、意見陳述の機会を与えなければならない。

（調査への協力）

第9条 議員及び職員は、外部相談窓口の相談員及び対策委員会の委員が行う調査への協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。議員又は職員でなくなったときも同様とする。

（対応措置）

第10条 議長は、第8条第4項の対策委員会による調査審議において、議員がハラスメントを行ったと認められたときは、同項の報告に基づき、当該議員に対し、注意喚起、ハラスメントの中止の求めその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、議員が前項の規定による措置に応じないとき又はハラスメントによる被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、あらかじめハラスメント相談を申し出た者の意見を聞いた上で、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、公表しようとするときは、あらかじめ各会派の代表者等に報告するものとする。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第11条 議員、外部相談窓口の相談員、対策委員会の委員その他のハラスメント相談に関わる事案に携わる者は、当該事案に関し当事者等のプライバシーに十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 議員は、ハラスメント相談を行ったこと、外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したことその他のハラスメント相談に関する対応を理由として、当事者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（職務の代理）

第13条 この条例の規定による権限の行使は、ハラスメント相談に係る事案の当事者が議長のときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長がともに当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を代理する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、議長が定める日から施行する。

（適用）

2 この条例の規定は、施行日以後に行われたハラスメントのうち、当該ハラスメントが行われた際現に議員の職にある者から他の議員又は職員の職にある者が受けたハラスメントについて適用する。

（見直し等）

3 この条例の規定は、この条例の施行後、社会環境の変化及びこの条例の施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について
市民意見募集 応募様式

①あなたの年代を教えてください。(該当するものに○をつけてください)

10代以下 / 20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70歳以上

②お住まい又はお勤めの区名を教えてください。(区名を記入、該当するものに○をつけてください)

_____区 ^{在住}
_{在勤・在学} / 市外

③ご意見に関係のある項目を選択してください。(該当するものに○をつけてください)

適用範囲 / 対象行為 / 外部相談窓口、対策委員会 / 対応措置 /

その他 (_____)

ご意見欄:

※提出の様式は決まっていますので、他の様式でも構いません。

※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。

また、いただいたご意見に対する提出者宛ての回答はいたしません。いただいたご意見は、横浜市会の市会運営委員会に資料として配付させていただく予定です。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報「横浜市会個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。